

【参考】

飯田市公認地域クラブ活動支援補助金交付要綱」第3条第1項に規定する「令和4年以後に設立された公認地域クラブ」の解釈について。

●令和3年度以前に設立された公認地域クラブであっても、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(平成4年 12 月、スポーツ庁 文化庁)を受けて、令和4年度以後に飯田市公認地域クラブ認定要項に掲げる次の観点(下記枠囲み項目)のいずれかにおいて、クラブの体制を見直した公認地域クラブは、令和4年度以後に設立した公認地域クラブとみなす。

対象となる見直し項目

「飯田市公認地域クラブ認定要項 2 要件」より

(1) 組織に関することのうち、以下6項目

イ 長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針(令和6年3月長野県教育委員会策定)、長野県地域クラブ活動推進ガイドライン(令和6年3月長野県教育委員会策定)及び飯田市部活動指針(令和3年8月改定)に準拠して活動していること。

ウ 原則として飯田市内を活動場所とし、活動場所までの移動が生徒及び保護者の過度な負担とならないこと。

エ 原則として参加を希望する市内中学生の全てを受け入れること。

オ 指導者及び生徒等の活動中に生じた負傷、事故等を補償する保険に加入していること。(賠償責任保険を含む。)

ク 複数の役員や指導者が運営に携わる等、持続可能な運営を目指していること。

ケ 以下の要件を満たす規約又は会則を作成及び運用しており、当該規約又は会則の内容が社会通念上適正であると認められること。

(ア) 目的又は理念が規定されていること。

(イ) 入退会及び会費に関する事項が規定されていること。

(ウ) 以下に準ずる役員を置くことが規定されていること。

①代表・副代表 ②会計 ③監事(正副代表等と兼ねることはできない。)

(イ) 組織及び規約の決定又は改正等の方法が規定されていること。

(オ) 会計報告又は監査等の会計事務に関する事項が規定されていること。

(2) 活動方針や指導方針に関することのうち、以下1項目

ア 飯田市の定める「指導者の心得6カ条」を理解するとともに、生徒の資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。

以上

本みなし規定の適用を受けようとする団体は、上記の観点で体制を見直したことを証明する書類(参考様式あり)を作成し、補助金交付申請書とともに飯田市教育委員会に提出しなければならない。